

平成18年11月20日

各位

会社名 株式会社夢真ホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 佐藤 眞吾
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)
問合せ先 執行役員経理部部长 島田 健司
(TEL 03-3580-5434)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年11月20日開催の取締役会において、平成18年12月20日開催の当社第28回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 持株会社体制におけるグループ全体の企業価値を目的とした多角的な事業展開を図るため、事業目的を拡充するものであります。(変更案第2条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、本会社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設又は変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条及び第11条第1項)
 - ② 機動的な資本政策を可能にするため、会社法第459条第2項の要件を充たされない場合であっても取締役会決議により自己株式の取得を可能とするため、規定の変更を行うものであります。(変更案第8条)
 - ③ 単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。(変更案第10条)
 - ④ 定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則及び会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすことが可能となったことから、株主様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を行う

ものであります。(変更案第17条)

⑤ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。
(変更案第19条)

⑥ 取締役会を機動的に運営するために、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう定めるものであります。(変更案第25条)

⑦ 社外監査役がその役割を十分に発揮させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための規定の新設を行うものであります。(変更案第35条第2項)

⑧ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(3) 社外取締役がその役割を十分に発揮させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための規定の新設を行うものであります。なお、第28条2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第28条第2項)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年12月20日

定款変更の効力発生日 平成18年12月20日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p>
<p>(商号)</p>	<p>(商号)</p>
<p>第 1 条 会社は、株式会社夢真ホールディングスと称し、英文では、YUMESHIN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。</p>	<p>第 1 条 当会社は、株式会社夢真ホールディングスと称し、英文では、YUMESHIN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券の保有、売買、投資ならびに運用業務 2. 資産運用および管理にかかわるコンサルティング業務 3. 関係会社および関連各種企業に対する経営指導および業務受託 4. 金銭の貸付、その代理および貸借の媒介ならびに保証 5. 特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権の取得、貸与ならびに売買 6. 不動産の賃貸、売買、管理並びに土地造成販売 7. 生命保険の募集、加入見込者の紹介及び集金業務 8. 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引 	<p>第 2 条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり)

9.	有価証券の売買等の媒介、取次及び代理並びに有価証券市場（外国市場を含む）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次及び代理	9.	（現行どおり）
10.	有価証券の引受け、募集及び売出しその他証券業に関する業務	10.	（現行どおり）
11.	有価証券の私募の取扱い	11.	（現行どおり）
12.	有価証券に関する保護預り、貸借その他の証券業に付随する業務	12.	（現行どおり）
13.	有価証券に関する常任代理業務	13.	（現行どおり）
14.	外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨及び金融商品の売買並びに売買取引の受託、仲介並びに代理、取次業務	14.	（現行どおり）
15.	株式事務の取次、株式投資業務	15.	（現行どおり）
16.	公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務	16.	（現行どおり）
17.	保護預り有価証券を担保とする金銭貸付	17.	（現行どおり）
18.	前各号に掲げる業務以外の証券取引法による証券業	18.	（現行どおり）
19.	信託業務	19.	（現行どおり）
20.	有価証券に関連する情報の提供又は助言	20.	（現行どおり）
21.	投資コンサルタント業	21.	（現行どおり）
22.	建築設計事務所の経営及び建設コンサルタント業	22.	（現行どおり）
23.	住宅検査業	23.	（現行どおり）
24.	新築及び引渡し済住宅の監視業務	24.	（現行どおり）
25.	不動産に関するコンサルタント業務	25.	（現行どおり）
26.	清掃請負及びビルメンテナンス業	26.	（現行どおり）
27.	地盤調査業及び地質調査業	27.	（現行どおり）
28.	労働者派遣業	28.	（現行どおり）
29.	有料職業紹介業	29.	（現行どおり）

30.	労務コンサルタント業務	30.	(現行どおり)
31.	経営コンサルタント業務	31.	(現行どおり)
32.	損害保険代理店業務	32.	(現行どおり)
33.	製本業、出版業、写真プリント業 版下写真植字業及び編集代行業務	33.	(現行どおり)
34.	広告業	34.	(現行どおり)
35.	電気工事	35.	(現行どおり)
36.	電気通信工事	36.	(現行どおり)
37.	ケーブルテレビ工事	37.	(現行どおり)
38.	各種建築設計及び建築積算事務	38.	(現行どおり)
39.	各種土木設計及び土木積算事務	39.	(現行どおり)
40.	土木建築工事業	40.	(現行どおり)
41.	内装工事業	41.	(現行どおり)
42.	塗装工事業	42.	(現行どおり)
43.	機械器具設置工事	43.	(現行どおり)
44.	ビル、住宅用設備機器の販売及び 取付工事	44.	(現行どおり)
45.	空気調和設備の設計、施工及び保 全	45.	(現行どおり)
46.	給排水、衛生設備の設計、施工及 び保全	46.	(現行どおり)
47.	室内装飾の設計及び施工	47.	(現行どおり)
48.	人工降雪設備の設計、監督、施工 請負、修理並びに保守	48.	(現行どおり)
49.	野菜予冷設備の設計、監督、施工 請負、修理並びに保守	49.	(現行どおり)
50.	ビールその他の酒類の製造設備の 設計、監督、施工請負、修理並び に保守	50.	(現行どおり)
51.	消防設備の設計、施工及び保全	51.	(現行どおり)
52.	水処理プラント及び焼却プラント 等の運転維持管理業務	52.	(現行どおり)
53.	水処理プラント及び焼却プラント 等の設計施工並びに修繕補修改造 工事	53.	(現行どおり)

5 4.	工事用電気機器、水処理プラント用ポンプ、空気圧縮機、送風機、工業薬品の販売	5 4.	(現行どおり)
5 5.	建築資材、住宅設備機器、室内装飾品の設計、製作、施工、販売並びに輸出入	5 5.	(現行どおり)
5 6.	日用品・雑貨の輸出・輸入及び販売業務	5 6.	(現行どおり)
5 7.	コンピュータ、事務用機器、医療機器、電気機器、ガス機器、音響機器、厨房機器、製版機器、車輛及び運搬具、飲食店用設備及び什器、家具等の賃貸、リース、売買及び保守管理	5 7.	(現行どおり)
5 8.	販売促進に関する情報・資料の収集・企画及び販売並びにコンサルタント業務	5 8.	(現行どおり)
5 9.	コンピューターのソフトウェアの開発及び販売業務	5 9.	(現行どおり)
6 0.	コンピューター及び周辺機器の製造、販売	6 0.	(現行どおり)
6 1.	パソコンネットワークの企画・開発・運用及び販売事業	6 1.	(現行どおり)
6 2.	通信事業者に関する販売企画・営業支援・工事請負業務	6 2.	(現行どおり)
6 3.	情報処理サービス業	6 3.	(現行どおり)
6 4.	教育に関するカリキュラム・教材の作成、販売	6 4.	(現行どおり)
6 5.	就職相談及び各種講演会・講習会の企画運営	6 5.	(現行どおり)
6 6.	セミナーの企画運営	6 6.	(現行どおり)
6 7.	産業廃棄物の収集運搬業務	6 7.	(現行どおり)
6 8.	大気水質等の分析業務並びに配管等の洗浄業務	6 8.	(現行どおり)
6 9.	会社・個人の信用調査	6 9.	(現行どおり)

70.	翻訳業	70.	(現行どおり)
	(新設)	<u>71.</u>	<u>土木建設請負業</u>
	(新設)	<u>72.</u>	<u>土木、建設工事の調査、企画、設計、監理、及びコンサルティング業務の受託</u>
	(新設)	<u>73.</u>	<u>建築用資材、機器及び機械装置の販売及び賃貸</u>
	(新設)	<u>74.</u>	<u>建物の建築、販売</u>
	(新設)	<u>75.</u>	<u>造園、園芸及び植樹に関する事業</u>
	(新設)	<u>76.</u>	<u>建物及び設備の保守管理の受託、並びに保安警備の受託</u>
	(新設)	<u>77.</u>	<u>製材並びに木材加工業</u>
	(新設)	<u>78.</u>	<u>工業所有権、ノウハウ、コンピュータを利用した各種ソフトウェアの企画開発、取得、賃貸及び販売並びに情報サービス</u>
	(新設)	<u>79.</u>	<u>スポーツ施設、健康トレーニング施設、教育施設、ホテルその他の宿泊施設、飲食店等の経営</u>
	(新設)	<u>80.</u>	<u>住宅地商業用地の造成・開発及び分譲</u>
	(新設)	<u>81.</u>	<u>住宅の建設及び販売</u>
	(新設)	<u>82.</u>	<u>不動産鑑定業務</u>
	(新設)	<u>83.</u>	<u>不動産及び不動産証券化商品に関する投資顧問業務</u>
	(新設)	<u>84.</u>	<u>ビル及び住宅用機器・厨房用機器、内装用資材の販売・賃貸並びに仲介</u>
	(新設)	<u>85.</u>	<u>投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理、並びに投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資</u>
	(新設)	<u>86.</u>	<u>企業再生に関する一切の業務</u>
	(新設)	<u>87.</u>	<u>不動産のリートの設定、運用及び販売に関する一切の業務</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>71.</u> 前各号に付帯もしくは関連する一切の業務</p>	<p><u>88.</u> <u>経営一般に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>89.</u> <u>会社の合併及び技術、販売、製造等の提携の斡旋</u></p> <p><u>90.</u> <u>投資顧問業</u></p> <p><u>91.</u> <u>損害保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>92.</u> <u>金銭貸付業</u></p> <p><u>93.</u> <u>企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画及びそれらの斡旋、仲介及びコンサルタント業務</u></p> <p><u>94.</u> (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告の方法</u>により行うものとする。ただし、<u>電子公告をすることができないやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他をやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

<p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 160,000,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法211条ノ第3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(2) 当社は、<u>1単元に満たない株式数を表示した株券は発行しない。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(2) 当社は、<u>単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>
--	--

<p>(新設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により<u>選定する。</u></p> <p>(3) 当社は、<u>株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社において、これを取扱わない。</u></p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により<u>定める。</u></p> <p>(3) 当社は、<u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
--	--

<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載または記録され実質株主含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 前項ほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>(招集地)</p> <p><u>第14条</u> 当社の株主総会は、<u>東京都区内で開催する。</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
--	--

<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p> <p>(2) <u>商法第343条</u>に定める<u>特別決議</u>は、<u>総株主数</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を<u>証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第15条</u> 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の取締役は15名以内を置く。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数もって行う。</p> <p>(2) <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p>
--	---

<p>(選任)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は<u>総株主</u>の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>する</u>。</p> <p>(3) 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第21条</u> (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役の選任決議は<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする</u>。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する</u>。</p> <p>(2) 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>(3) 取締役会は、その決議により取締役社長を1名<u>選任</u>し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する</u>。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 取締役会は、その決議により取締役社長を1名<u>選定</u>し、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>

<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2) <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
--	---

<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第22条の2</u> 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役</u>(取締役であった者を含む。)の責任を<u>法令が定める範囲</u>で免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第23条</u> 当社の監査役は5名以内を置く。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上利益</u>(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規程により、任務の怠ったことによる取締役</u>(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会決議によって免除</u>することができる。</p> <p>(2) <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>
--	--

<p>(選任)</p> <p><u>第24条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第25条</u> 監査役の任期は<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第26条</u> <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p><u>第27条</u> 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める。</u></p>	<p>(選任)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議<u>によって定める。</u></p>
--	---

<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第28条の2</u> 当社は、<u>取締役会の決議をもつて、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第29条</u> 当社の<u>営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第30条</u> 利益配当金は、<u>毎営業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会の決議により、<u>毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当金という。）を行うことができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第36条</u> 当社の<u>事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第37条</u> 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
---	---

<p>(利益配当金の除斥機関)</p> <p><u>第32条</u> <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>未払いの利益配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(配当金の除斥機関)</p> <p><u>第39条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削除)</p>
---	--